

第5章 都市環境

第1節 環境にやさしい交通環境の整備

1 公共交通体系の再構築

(1) 本市における交通政策

本格的な人口減少、少子・超高齢社会において地域社会を維持し活力あるものとしていくため、本市では、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの考えの下、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを再構築していく観点から、「いつまでも人と環境にやさしく快適で利用しやすい公共交通体系の構築」を基本理念とし、ことでん琴平線における新駅の整備や、現行バス路線の再編に取り組んでいます。

ア 総合都市交通計画の改定

平成22年11月に「高松市総合都市交通計画」を策定し、25年9月に制定した「高松市公共交通利用促進条例」の理念を踏まえ、これまで公共交通の利用促進施策に取り組んでいます。また「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの下、過度に自動車に依存しないライフスタイルの実現に向けて、本市にふさわしい持続可能な交通体系を再構築することを目的に、31年3月、同計画を改定しました。

イ 総合都市交通計画推進協議会の設置

「高松市総合都市交通計画」に掲げる施策を効果的に推進するため、平成22年11月30日に、「高松市総合都市交通計画推進協議会」を設置しました。また、協議会には3つの部会（交通機能部会、交通結節部会、市民啓発部会）を設け、各部会において、専門的な検討を行うことにより、効率的な施策の推進に取り組んでいます。

ウ 公共交通利用促進条例の制定

公共交通の利用を促進し、安全かつ快適で人と環境にやさしい都市交通の形成に寄与するため、市、市民、事業者及び交通事業者それぞれの役割や、公共交通に関する基本的施策等を規定した「高松市公共交通利用促進条例」を平成25年9月27日に制定し、この条例の制定を契機として、26年3月1日から電車・バス乗継割引拡大事業や、同年10月1日から高齢者公共交通利用運賃割引事業、また、令和2年12月1日からバス・バス乗継割引事業を実施しています。

エ 地域公共交通再編事業

持続可能な公共交通ネットワークの再構築を目指すため、平成31年3月に改定した「高松市総合都市交通計画」の基本方針に沿って、「高松市地域公共交通計画（令和3年9月改定）」及び「高松市地域公共交通利便増進実施計画（令和3年9月改定）」に基づき、既存ストックを活用し、新駅・駅前広場整備・複線化事業、バス路線再編を進めています。

バス路線の再編となる「高松市地域公共交通利便増進実施計画」については、令和3年9月に国土交通大臣認定を受け、段階的に実施することとしています。

新駅整備のうち、伏石駅については、令和3年11月6日にグランドオープンを迎え、太田～仏生山駅間については、平成31年度から事業に着手しています。

(2) 駐車場

ア 概要

中心市街地に集中する自動車交通に対応するため、瓦町地区やサンポート高松で民間駐車場との役割分担を図りながら公共駐車場を整備し、利用者の利便性の向上に努めています。また、駐車場法に基づく路外駐車場の設置届を審査するなど、安全な駐車施設が整備されるよう指導を行っています。

イ 市立駐車場の整備状況

現在、高松市の管理する一般公共用駐車場は8か所あります。最近では、JR高松駅利用者の送迎用車両による違法駐車対策の一環として、高松駅南交通広場に一時利用専用の駐車場(36区画)を整備し、平成25年10月1日より供用を開始しています。

市立駐車場の整備状況

箇所数	台数
8か所	乗用車 2,105台
	バス 14台

(令和5年3月31日現在)

ウ 違法駐車防止対策

違法駐車による事故や渋滞の発生を防止し、安全で快適な生活環境の確保と都市機能の維持向上を目指して、平成4年12月に、「高松市違法駐車防止に関する条例」を制定し、国道11号、フェリー通り、菊池寛通り、中央通り及び市役所前通りの5路線を違法駐車防止重点地域に指定の上、違法駐車防止啓発活動を実施しています。

違法駐車防止重点地域における状況

年度		路線名	計
H5		実施前台数(台)	173.0
R4	台数(台)		16.8
	減少率(%)		90.3

エ 貨物車専用荷さばき駐車場の設置

平成9年12月から市道区域内の有効活用により集配貨物車専用荷さばき駐車場を設置するなど、集配貨物車両の違法駐車減少に努めています。

2 自転車利用環境の整備

(1) レンタサイクル事業の推進

自転車を共有することで自転車の総数を抑制し、放置自転車の減少を図るとともに近距離の公共交通機関の一つとして市民の利用に供するため、平成13年3月に「高松市レンタサイクル条例」を制定し、



瓦町地下レンタサイクルポート

同年5月からことのでん瓦町駅とJR高松駅の2か所にレンタサイクルポートを設け、レンタサイクル150台で事業を開始しました。

現在、市内7か所にレンタサイクルポートを設け、850台のレンタサイクルで運営しています。

令和2年度及び3年度において、平成23年度から運用しているレンタサイクルシステムの耐用年数などを踏まえ、時代のニーズに即した利用環境の改善に取り組み、スマートフォンアプリを活用した登録申請やキャッシュレス決済などを取り入れたシステムを構築し、4年4月から新たな運用を開始しました。

また、利用促進とイメージアップのため、レンタサイクルの車体を新デザインにしています。（巻末資料163P<資料67>）

令和4年度レンタサイクル利用台数 150,625台（7ポート合計）

（2）自転車走行空間整備事業の推進

平成20年11月に「自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会高松地区委員会」において策定した、「高松市中心部における自転車ネットワーク整備方針」に基づき、関係機関が相互に連携し、自転車道などを整備しています。

令和4年度までの整備実績 11.2km

（3）自転車等駐車場施設整備事業の推進

日常の交通手段として自転車の利用が定着する一方で、これら自転車の無秩序な放置は、都市景観及び交通安全の観点からは大きな課題となっていることから、駅前を中心に自転車駐車場の整備に努めています。

箇所数	面積 (㎡)	収容台数 (台)
77か所	18,914	12,190

（令和5年3月31日現在）

（4）放置自転車等対策の推進

ア 自転車等駐車対策総合計画

放置自転車対策を一層推進するため、平成10年度に「自転車等駐車対策協議会」を設置し、手軽な交通手段として自転車などの適正な利用を促進する「自転車等駐車対策総合計画」を平成11年3月に策定しました。

以降、この計画に基づき、自転車等の駐車需要の著しい地域や駐車需要が著しく高まることが予想される市街地中心部及び鉄道駅周辺に自転車等駐車場を計画的に整備するとともに、自転車利用のマナーの向上など、快適な自転車等利用の環境づくりを行っています。

また、平成24年4月から10年間の第2期計画期間の終了に伴い、「第3期自転車等駐車対策総合計画」について、本市の自転車利用の実情に即した計画として、少子高齢化を始めとする社会情勢の変化や新型コロナウイルス感染症により生じた新しい生活様式による行動変容等を踏まえるとともに、「高松市総合都市交通計画」や「高松市自転車活用推進計画」等の関連計画と整合を図るなど令和4年3月に策定しました。

イ 放置禁止・整理区域

放置自転車対策として、昭和57年3月に「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」を制定し、放置禁止区域・整理区域を設定しました。

放置禁止区域内においては1時間以上、整理区域内においては2日以上放置している場合、移送・保管するなど、放置自転車等の規制措置を行う一方、隣接の事業所に対して自転車等駐車場の増設を要望し、協力を得るなど、規制と受け皿の両面から放置自転車等の排除に努めています。（巻末資料163P <資料68>）

放置自転車整理状況

区 分	R4
警告札貼付枚数(枚)	35,265
撤去台数(台)	2,595
返還台数(台)	1,239

≪放置禁止区域≫

琴電瓦町駅地区、J R 高松駅地区、中央通り、美術館通り、サンポート高松地区、琴電栗林公園駅地区、J R 端岡駅地区、J R 栗林駅地区、琴電片原町駅地区、国道11号(中央通り～フェリー通り)

ウ 放置自転車保管後の再利用等

保管期間を経過した放置自転車のうち、再利用が可能なものについては、限りある資源の有効活用を図るとともに、市民の利便に資することを目的として、平成4年9月に「高松市放置自転車リサイクル要綱」を定め、市内の外国人留学等を受け入れている団体等にリサイクル自転車として貸与するほか、公用車として利用しています。

また、平成13年8月に「高松市帰属自転車売却要綱」を定め、移送・保管している放置自転車のうち、引き取り手のない自転車を一般販売することにより、資源の再生利用の推進及び市民のリサイクル意識の高揚に努めています。

第2節 身近な緑の保全と創造

1 都市公園等の整備

(1) 身近な公園整備事業の推進

都市公園等の整備は、都市の緑化を推進し、緑地を確保していく上で、その中核を構成するものです。本市の公園整備は、戦後の土地区画整理事業から始まりました。以降、順次公園の整備が進んだことにより、現在、市内の公園数は328か所となっています。

このうち、特に身近な公園としての街区公園は、土地区画整理事業地区以外では、十分に整備されていない状況にあり、市民一人当たりの公園面積は不足しています。

このようなことから、平成26年4月に「身近な公園整備事業」を創設し、「1小学校区1公園」を整備方針に掲げ、計画的に適正な公園の整備に取り組み、三溪・鶴尾・太田南・木太・大野・香西の各小学校区で街区公園の整備をしました。

その結果として、「1小学校区1公園」の整備が概ね完了したことから、令和元年度から「各小学校区の公園面積の拡充」へと整備方針を変更して、1人当たりの公園面積の少ない小学校区において公園の整備を進めており、令和3年度には、亀水中央公園の整備が完了し、令和4年度に供用を開始しています。また、河川敷地を利用した広場を確保するとともに、周辺に公園が無く、当分の間、公園整備が見込まれない地域については、民間の空き地などの遊休地を借地して「ちびっこ広場」を開設するなど、子どもたちの安全な遊び場づくりに努めています。

市街地中心部では、高松港頭地区総合整備事業の一つとして、玉藻公園西側の拡張整備が完了し、平成26年4月に供用を開始しています。また、市域東部の丘陵地では、市民の健康増進のため、スポーツ活動やトレーニング、レクリエーションなどに気軽に利用できる施設を配置した東部運動公園の施設整備が完了し、平成26年5月に全面供用を開始しています。

さらに、平成28年4月20日には、平成18年から整備を進めていた、あじ竜王山公園がオープンしました。この公園は、「瀬戸の風景を体験できる公園」「自然とふれあえる公園」「アートと遊べる公園」をコンセプトに整備しました。

今後とも、市民に潤いと安らぎを与える都市施設となるよう、市民参加による親しまれる公園づくりを推進することにより、都市の生活環境の向上を図ることとしています。

ア 都市公園等の設置状況

種別	現 況		公 園 名 称
	公園数	面積(ha)	
街区公園	259	35.11	松島公園・明見公園・上之町北公園・春日川北公園ほか
近隣公園	16	27.46	紫雲公園・今里中央公園・亀水中央公園ほか
地区公園	3	17.70	中央公園・橘ノ丘総合運動公園・如意輪寺公園
総合公園	3	46.46	仏生山公園・峰山公園・あじ竜王山公園
運動公園	3	82.33	香川県総合運動公園(県)・東部運動公園・りんくう
歴史公園	2	83.72	玉藻公園・栗林公園(県)
墓 園	2	16.06	平和公園・六ツ目墓園
広域公園	1	40.52	さぬき空港公園(県)
緑地緑道	39	39.74	柚場川緑道・屋島緑地・香東川緑地(県)ほか
計	328	389.10	

(令和5年3月31日現在)



あじ竜王山公園



仏生山公園

イ 公園の維持管理

公園は、市民の憩いの場であるとともに子どもの健全な遊び場や情操教育の場となっており、その安全性を確保するための巡回と、施設の修繕・点検を行うとともに、樹木の保護のため害虫駆除・剪定等の維持管理に努めています。また、公園愛護会（子ども会・老人会・自治会等）による除草・定期清掃など、市民の協力をいただきながら、レクリエーションやコミュニケーションの場として、安全、安心して快適に利用できる公園になるよう努めています。



円座れいわ公園

《公園愛護会団体数》 160団体（令和5年3月31日現在）

(2) ちびっこ広場の整備

遊び場に恵まれない地域の児童や幼児のために、民間の空き地など遊休地を所有者の善意により開放していただき、子どもたちが安全かつ健全に遊べる「ちびっこ広場」として整備しています。

《ちびっこ広場設置状況》 57か所 48,790.00㎡（令和5年3月31日現在）

(3) ポケットパーク

緑豊かな都市景観をつくるため、街路事業等の残地を利用して、個性の

あるポケットパークとして整備しています。

「ポケットパーク整備状況」 15 か所 3,622.88 m² (令和5年3月31日現在)

2 緑化の推進

(1) 緑化事業

ア 第2次緑の基本計画の策定

高松市緑の基本計画は、平成6年の都市緑地保全法の改正により創設された都市の緑全般に関する計画で、従来の緑のマスタープランが主として対象としていた都市計画に関する事項と、都市緑化推進基本計画が対象としていた公共公益施設の緑化、民有地の緑化推進等に関する事項を統合し、拡充した計画です。平成13年度に前計画を策定しましたが、その後、合併による市域の拡大や新しい都市計画マスタープランの策定が行われたことから、前計画の見直しを行い、平成22年9月に第2次高松市緑の基本計画を策定しました。その後、平成28年度に本市の目指すべき都市像として、「活力あふれ 創造性豊かな瀬戸の都・高松」を目指した「第6次高松市総合計画」が始動し、平成29年8月には、「高松市都市計画マスタープラン」が改訂され、同年5月には都市緑地法等の一部改訂があり、本市の緑を取り巻く環境が変化したことに伴い、令和2年3月に、将来あるべき姿とそれを実現するための目標及び方針を示すことを目的とし、前計画を改訂しました。

イ 都市緑化の推進

緑豊かな都市環境を形成していくためには、公園の整備はもとより、公共施設や民有地の緑化、緑地の保全を図る必要があります。本市では、緑地の現況等を把握するとともに、緑化の目標や方策などを明らかにし、総合的な緑化を推進するため、第2次高松市緑の基本計画に基づき、温暖化対策としての公園・校庭の芝生化を行うほか、公園施設長寿命化計画の策定などを新たな施策とし、地域の特性を活かした個性豊かで魅力ある緑の地域づくりを推進するため、新たに緑の地域別計画を盛り込み、市民、事業者、ボランティア、NPO、行政が相互に連携・協力し、緑豊かで環境負荷の少ないまちづくりを推進しています。

ウ 民有地緑化

市と市民が一体となって緑の保全、回復に努め、健康で快適な生活環境を確保するため、昭和57年10月から高松市緑化条例（昭和50年条例第24号）を施行し、公共施設の緑化を進めるとともに、昭和62年度からは生垣設置助成を、平成元年度からは事業所などの環境保全緑化助成を、さらに平成20年7月からは中心市街地活性化基本計画区域において、屋上緑化・壁面緑化に対する助成を行うなど、民有地緑化を推進しています。平成27年4月から、助成要件の緩和や助成率の引き上げ等を行うなど、市民が緑化に取り組みやすくなるよう助成制度を拡充し、利用促進を図っています。（巻末資料163P <資料69>）

(2) 学校施設緑化

高松市教育委員会では、緑豊かな教育環境を整備し、子どもたちの緑化意識を育み、環境学習の場となる、環境に配慮した学校施設を目指すとともに、次代を担う子どもたちの運動・体力不足を解消し、たくましく心豊かな子どもたちの育成を図るため、平成21年度から、校庭芝生化に取り組んでおり、維持管理に努めています。



栗林小学校 校庭

(3) 街路緑化の推進

都市の緑化を推進するため、市道に植栽された街路樹の剪定・駆除・灌水などの計画的な維持管理を行うとともに、枯損木等の撤去及び補植を行い、環境と調和のとれた地域づくりに努めています。

路線名	樹木本数等	主な樹種
五番町西宝線ほか82路線	高木 6,141本	アメリカフウ、クスノキ、ケヤキ クロガネモチ、ナンキンハゼ等
天神前瓦町線外53路線	低木 29,349㎡	アベリア、サンゴジュ、ボックスウッド ハマヒサカキ、ヒラドツツジ等

(令和5年3月31日現在)



菊池寛通りの街路樹(イチヨウ)

(4) 花いっぱい運動の推進

良好な都市環境を保つ上で、花や緑は大切な役割を果たしています。本市では、快適な生活環境、カラフルなまちづくりを推進するため、公園内の花壇づくりのほか、高松駅前広場や商店街の街角等に花壇を設け、四季折々の草花を植え付けて、うるおいとやすらぎのある生活環境の創出に努めています。

また、春のフラワーフェスティバルや街頭での啓発活動などの各種のイベント時に草花の配布等を行い、花いっぱい運動を推進しています。



春のフラワーフェスティバル

(5) 公園の芝生化

本市では、第2次高松市緑の基本計画において、公園の芝生化を重点施策として盛り込み、地域住民との協働の下、平成22年度より本格的に公園の芝生化事業に取り組んでいます。令和4年度末までに16公園で供用しています。



大野ふれあい公園



勅使町御殿ふれあい公園



芝生植栽 市民との協働作業



太田南皿井公園

第3節 美しい景観の保全と創造

1 美しいまちの形成

(1) 美しいまちづくりの推進

ア 美しいまちづくり基本計画の策定

平成21年12月に制定した「高松市美しいまちづくり条例」に基づき、この条例の基本理念に掲げる「良好な景観の保全・形成・創出」・「環境美化の推進」・「市・市民・事業者の協働」の実現に向け、美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の景観形成の指針となる「高松市美しいまちづくり基本計画」を平成23年3月に策定しました。

《目標像》

『だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松』

イ 美しいまちづくり賞

平成23年度から美しいまちづくりに対する意識の高揚を図るため、美しいまちづくりに著しく寄与していると認められる建築物等や活動を対象に、4年に1度、美しいまちづくり賞の表彰を行っています。令和元年度には、建築物等6件、活動等2件の表彰を行いました。



旧御殿水源地(高松市水道資料館)
(建築物等に関するもの受賞作品)



高原水車の復元保存
(活動等に関するもの受賞作品)

ウ 景観計画の策定

景観法に基づく「高松市景観計画」を平成24年3月に策定し、市内全域で一定規模以上の建築物の新築等の行為に対し、景観計画に定める景観形成基準への適合を促進するため、事前の届出を義務づけ、協議を行っています。

また、平成28年4月1日に、景観計画において景観形成重点地区に指定している栗林公園周辺地区、仏生山歴史街道地区、都市軸沿道地区に加え、屋島地区と讃岐国分寺跡周辺地区を追加指定しました。

エ 屋外広告物の規制・誘導

平成25年9月に屋外広告物条例を改正し、屋外広告物に関し必要な措置を講ずることにより、良好な景観形成や風致の維持に努めています。

また、平成30年3月には、一定規模以上の屋外広告物に対して、安全点検の義務化を導入しました。

(2) 電線類の地中化の推進

安全で快適な道路空間を確保し、都市災害の防止や道路景観の向上を図るため、中心市街地における電線類の地中化を推進しています。

令和4年度までの整備実績 10.16km

(3) 環境美化啓発活動の推進**ア 環境美化条例**

空き缶やたばこの吸殻等のポイ捨ての禁止や容器包装の再資源化等を主な内容とした環境美化条例を平成9年3月27日に制定しました(施行は同年10月1日)。

また、平成18年3月には「歩きたばこ禁止区域」を指定するなど、空き缶やたばこの吸殻のポイ捨てのない美しいまちづくりに取り組んできました(施行は同年6月1日)。

さらに、平成21年12月には一部改正を行い、全市域の公共の場所における喫煙の制限及び印刷物等の回収の規定を設けるとともに、これまでの「歩きたばこ禁止区域」を「喫煙禁止区域」に名称変更し、その区域を拡大しました(施行は平成22年4月1日)。

現在、環境美化条例の施行日にちなみ、10月1日を「環境美化の日」、10月を「環境美化月間」と定め、この期間を中心に積極的な啓発活動等を実施しています。

イ 環境美化啓発活動

昭和54年9月に環境美化についての全市民共同の実践目標となる「環境美化都市宣言」を行い、同年11月に市内の関係団体・市議会・行政の代表者で組織する「高松市環境美化都市推進会議」が発足しました。同会議は令和5年3月末をもって発展的解消を行い、「環境美化・緑化」に資する事業や理念は継承しながら、脱炭素型都市の推進を目指す新組織として、「高松市脱炭素型都市推進会議」が同年4月に発足しました。

この推進会議を母体に、市民一人一人の郷土愛と自治と連帯に根ざす清潔で美しいまち及び脱炭素型のまちづくりを実現するため、サンポート高松・中央通り一斉清掃等の清掃活動や環境美化啓発活動を推進しています。

(ア) サンポート高松・中央通り等一斉清掃事業

サンポート高松、中央通り及び菊池寛通りの一部(琴電瓦町駅前から中央通りまでの間)沿道の事業所従業員、ボランティア及び市職員による一斉清掃を早朝始業前に行っています。(原則として毎月第一木曜日に実施)

(イ) 環境美化推進運動功労者表彰事業

1年以上継続して、公共の場所で清掃奉仕や緑化推進などを実践し、環境美化の推進に功労のあった個人、団体を表彰しています。また、平成30年度から、顕著な環境美化活動を長年実践している個人や団体を対象とする「永年功労者賞」を新設し、表彰しています。

令和4年度功労者賞 個人31人、団体17団体

永年功労者賞 個人4人、団体4団体

(ウ) 清掃用具貸出事業

事業者や各種団体による公共の場所等の清掃活動に対し、清掃用具の貸出しを行っています。

令和4年度実績 22件

(エ) 第15回「高松クリーンデー『たかまつきれいでー』」の実施

環境美化月間(10月)の啓発行事として、清掃活動の重点日(10月第4日曜日)を設定し、高松市環境衛生組合連合会との共催により、市内全域における美化活動を実施しました。

令和4年度参加者 約26,000人



高松クリーンデー『たかまつきれいでー』
(R4.10.23)

(オ) 喫煙禁止区域周知啓発事業

環境美化条例の一部改正により、「歩きたばこ禁止区域」が「喫煙禁止区域」に変更され、区域が拡大されたことに伴い、拡大区域の主要な交差点等 192 か所に表示シートを貼り付けています。また、サンポート高松・中央通り等一斉清掃時におけるのぼりの掲揚や、電車内での車内放送等による啓発も実施しています。

(カ) 環境美化啓発物品作製事業

環境美化に理解のある企業等に協賛してもらい、「紙製クリアファイル」など環境美化を啓発する物品を作製し、各種イベント会場で配布するなど、美化意識の向上を図っています。

(キ) その他の啓発事業

ポイ捨て禁止や犬のフン禁止啓発ポスターを作製、市民や自治会に配布し、環境美化の啓発を行っています。また、平成10年度に環境美化啓発活動に効果的活用するため、環境美化シンボルキャラクターを作成しました。愛称は、一般公募により「アウトくん」と命名しました。



環境美化シンボルキャラクター

ウ 喫煙禁止区域

「アウトくん」

平成18年6月、高松市環境美化条例を改正し、サンポートから栗林公園東門までの中央通りと高松中央商店街を「歩きたばこ禁止区域」に指定し、備付けの灰皿のある場所以外での喫煙を禁止しました。しかし、

それ以外の区域においては、空き缶やたばこの吸い殻が後を絶たない状況であったため、平成22年4月に、さらに同条例を一部改正し、「歩きたばこ禁止区域」の名称を「喫煙禁止区域」に名称変更するとともに、禁止区域を拡大しました。喫煙禁止区域内には環境美化のため32か所の喫煙所を設置していましたが、令和2年4月の健康増進法の改正に伴い、施設管理者には受動喫煙防止の配慮義務が課せられたことから、令和2年度内に日本たばこ産業株式会社と共同で25か所を撤去したほか、JR高松駅前の喫煙所等にはパーテーションを設置しました。



(4) ため池等景観整備事業の推進

ため池や出水（すい）の恵まれた自然環境を有効に活用し、水辺空間を利用した小公園を整備して適切な維持管理を行い、潤いのある市民生活の営みや情緒豊かな人・環境の形成を図るとともに、豊かな憩いの場を市民に提供するため、ため池等景観整備事業を推進しています。

令和4年度は、事業主体である土地改良区にて16箇所実施しています。



鹿ノ井出水景観整備

2 歴史的・文化的財産の保全

(1) 文化財の保存と活用の推進

ア 埋蔵文化財調査

高松市が行う施設及び道路建設など公共事業や、共同住宅建設など民間開発に伴う埋蔵文化財発掘調査や確認調査を主に行っています。

イ 文化財の指定及び登録

郷土と関係の深い文化財のうち、重要なものについては市指定・登録を行い、さらに重要なものについては、県・国指定等となるよう努めています。（巻末資料164P <資料70>）

令和4年度新規国登録文化財漆原家住宅主屋など8件（建造物）



漆原家住宅主屋 (撮影：鈴木 祐介 氏)



漆原家住宅長屋門 (撮影：土井 良助 氏)

ウ 保存・管理

指定及び登録文化財の保存に努めるとともに、管理や修理に対する助成を行うほか、埋蔵文化財の発掘調査で出土した遺物の整理及び保存に努めています。

また、史跡・天然記念物屋島の文化財保護のため、屋島地区での住宅建築などの際に必要な「現状変更許可」の事務を行っています。

特別史跡讃岐国分寺跡及び史跡讃岐国分尼寺跡の公有地化を促進するとともに、「国分寺史跡公園」の管理に努めています。

エ 公開・活用

郷土の歴史と文化財の公開及び活用を図るための諸行事を実施しています。

(ア) ふるさと探訪

市民の方々に、各種文化財に触れ郷土の歴史・文化を学習していただくため、市内及び近郊の史跡等を訪ね、現地で講師が解説する講座を開催します。

(イ) 親子文化財教室

小・中学生とその保護者を対象に、親子で郷土の歴史・文化を学習し、文化財に身近に接していただくため、子どもも興味をもちやすい体験型の講座を年間2回開催しています。

(ウ) 市民文化財教室

歴史・文化財の中からテーマを設定し、講師を代えながら、講演・現地見学・体験なども組み合わせ4回程度にわたって学習する講座を開催しています。

(エ) 連載講座及びシンポジウム

市内の埋蔵文化財等を対象に、調査及び研究成果について専門家が発表する年間4回の連載講座を開催しているほか、講演会やシンポジウムを随時開催しています。

(オ) 遺跡現地説明会

埋蔵文化財発掘調査の成果を広く市民の方々に知っていただくため、発掘現場における説明会を随時開催しています。

(カ) その他各種講座・学習会等

歴史資料館ほか3館では展示等に併せ各種講座や学習会を開催

しています。このほか、埋蔵文化財センターでは、鑄造体験などの体験学習を実施しています。

(キ) 展示

高松市の歴史や文化財に対する理解を深めていただくため、歴史資料館ほか4館などで随時開催しています。

(ク) 文化財出前説明会

文化財に対する理解を深めていただくため、市民の要請により、地区コミュニティセンターなどで随時開催しています。

(ケ) 職場体験・インターンシップの受け入れ

職場体験やインターンシップの受け入れもしています。

オ 資料の作成・配布

市内文化財紹介冊子「高松市の文化財」

- ・ 「史跡高松城跡」図録
- ・ 「史跡・天然記念物屋島」読本
- ・ 各種展示の図録
- ・ 発掘した遺跡の紹介パンフレット「むかしの高松」
- ・ 講座テキストなど各種資料

(2) 名木保護事業の推進

長い間風雪に耐え、市民に自然の恵みと安らぎを与えてきた郷土の古木、巨木などを本市の名木に指定し、これを永く保存します。(巻末資料 168P <資料 71>)

名木指定数 39本 (令和5年3月31日現在)



クスノキ(仏生山町)



ハク(扇町)



ソテツ(番町)